

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十九年六月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
宮ノ原隣保館	江田島市江田島町宮ノ原 一丁目 14 番 12 号	名 称	宮ノ原交流プラザ
		所在地	江田島市江田島町宮ノ原二丁目 21 番 1 号